

合併協定書

1 合併の方式

合併の方式は、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 20 年 10 月 6 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、熊本市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町 1 番 1 号（現熊本市役所の位置）とする。

5 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 5 項の規定（定数特例）を適用する。
- (2) 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第 3 4 条の規定を適用し、平成 2 3 年 7 月までそれぞれの

区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

8 地域自治組織等の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第26条の規定に基づき、富合町の区域に富合町合併特例区規約（別紙）を定め、合併特例区を設ける。

9 地方税の取扱い

両市町において差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (2) 法人市（町）民税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (3) 次の地方税については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

- ア 都市計画税
- イ 入湯税
- ウ 個人市（町）民税
- エ 固定資産税
- オ 特別土地保有税

10 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

1 1 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については、「熊本市・富合町新市基本計画」に定めるとおりとする。

1 2 特別職の身分の取扱い

- (1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。
- (2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。

1 3 条例、規則等の取扱い

条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取り扱いについては、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。

富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。

1 5 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合等の取り扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。

ア 熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

イ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。

- (2) 富合町にかかる熊本県への事務委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。